

令和 7 年 9 月 9 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 8 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 5 8 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	3
議案第 6 1 号	損害賠償の額を定めることについて	5
議案第 6 2 号	財産の取得について	7
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9

(報告第8号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

令和6年議案第61号により契約を締結することについて議決を得た佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
373,780,000円	377,230,700円	3,450,700円

3 専決処分年月日

令和7年8月7日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

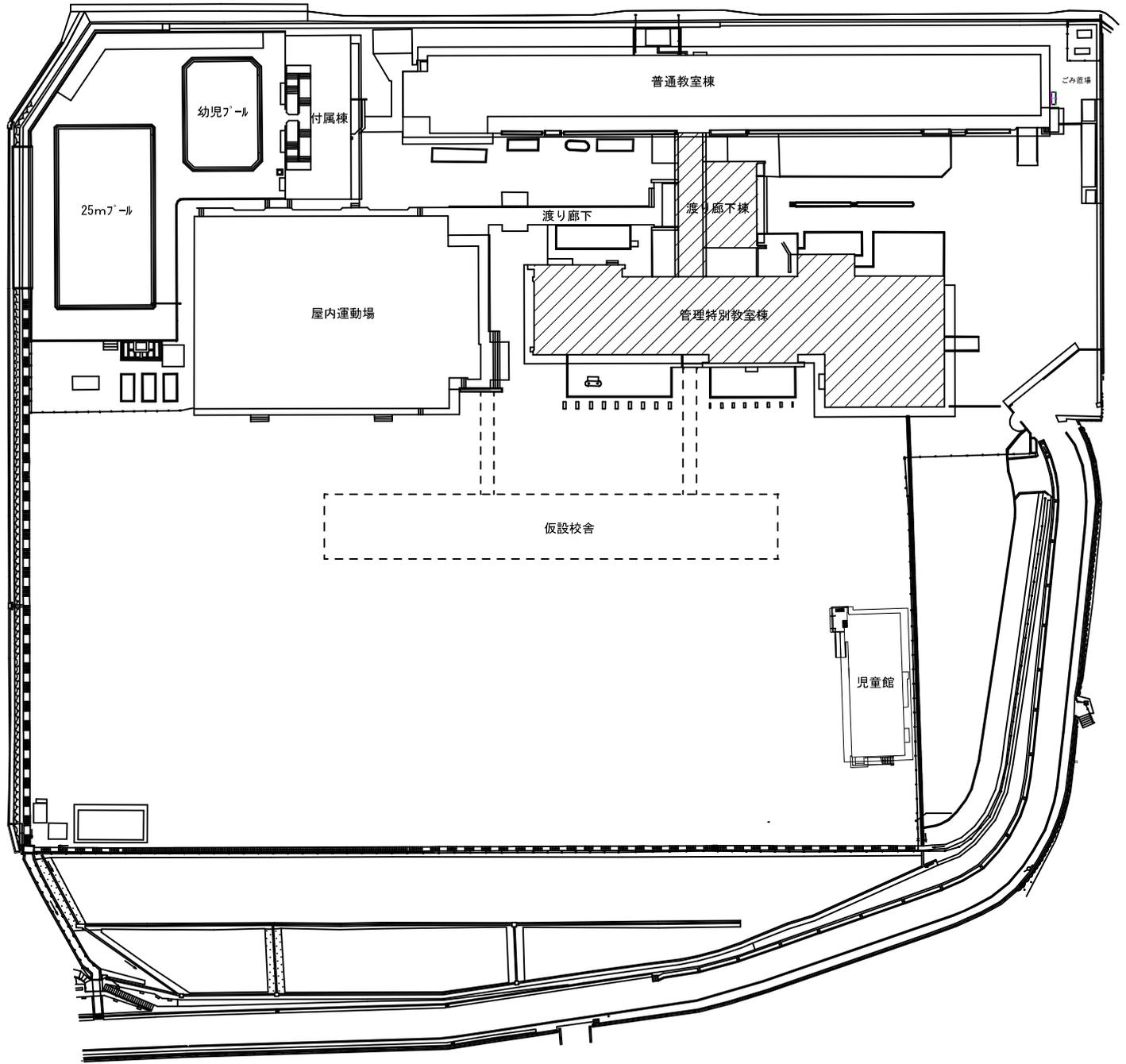
第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

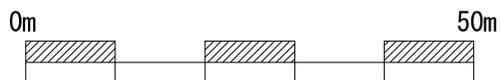
(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事

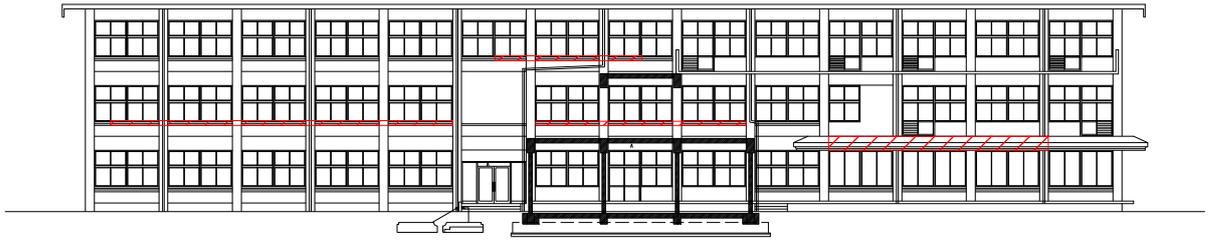


配置図



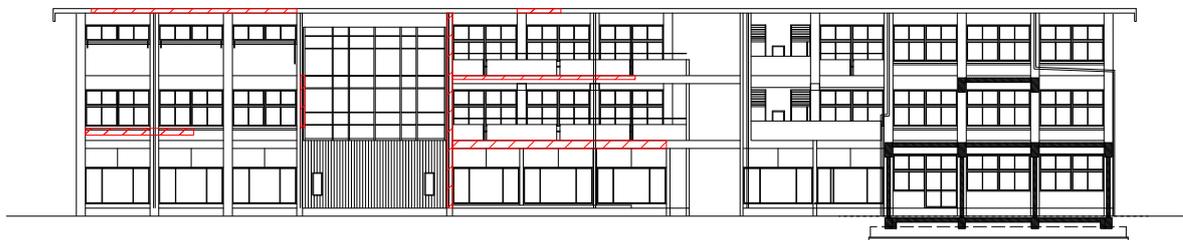
 : 改修対象建物

佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事

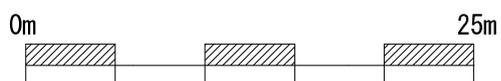


南立面图

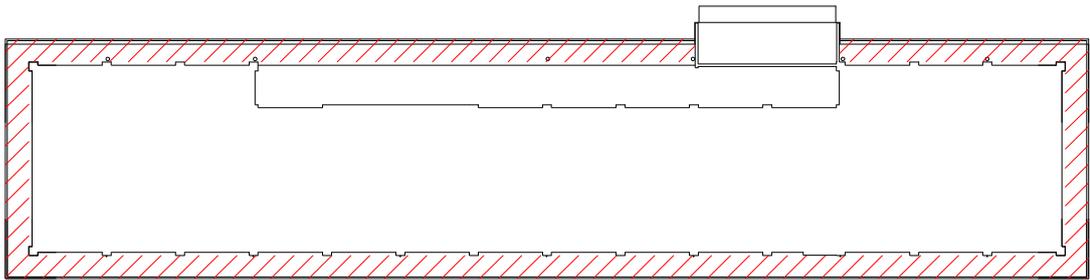
 : 外壁劣化改修追加範囲



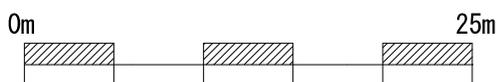
北立面图



 : 外壁劣化改修追加範囲



3階 軒裏改修範囲図



 : 剥落防止対策範囲

(議案第 58 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(住宅政策課)

1 提案の要旨

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律においてマンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 6 1 号)

損害賠償の額を定めることについて

(まちづくり支援課)

1 提案の理由

令和 6 年 4 月 2 6 日 が、阿品台市民センターにおいて、内折式の卓球台を開こうとしたところ、緩んでいたネジが外れたことで卓球台が倒れ、転倒した同人の足が下敷きとなり、^{みぎだいたいこつてんしぶこっせつ}右大腿骨転子部骨折の負傷をした。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 2, 0 2 3, 8 7 8 円

(2) 債 権 者

(4 7 7, 8 4 8 円)

広島市中区東白島町 1 9 番 4 9 号

広島県後期高齢者医療広域連合

(1, 5 4 6, 0 3 0 円)

広域連合長 平 谷 祐 宏

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

(1) 国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律

第58条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行つたときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(議案第 6 2 号)

財産の取得について

(教育委員会)

1 提案の要旨

廿日市市立の小学校 17 校及び中学校 10 校に整備するタブレット端末を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 タブレット端末

数 量 9, 477 台

3 取得価格 521, 235, 000 円

4 相手方 広島市中区袋町 4 番 25 号

株式会社 大塚商会広島支店

支店長 真 子 健

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・市民生活課)

1 提案の要旨

(1) 河野和夫委員、下桶博美委員、倉田耕三委員及び小早川雅子委員は、令和7年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

河野和夫(再任)

倉田耕三(再任)

小早川雅子(再任)

沖野稔則(新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒玉宣明

前田幸子

梅本光子

河野和夫

下桶博美

中田禎二

石井憲幸

能島美緒

倉田耕三

小早川雅子

向井田さつき

石角剛

奥志保江

北山若音

吉賀忠雄

岡 本 直 美

中 谷 和 義

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。